

原子力損害賠償紛争審査会
会 長 鎌田 薫 様

原子力損害賠償紛争審査会
の今後の審議に向けた
要 望 書

令和元年7月25日

福島県双葉町長 伊澤 史朗

福島県双葉町議会議長 佐々木 清一

原子力損害賠償紛争審査会の今後の審議に向けた要望書

双葉町は、避難指示が出された自治体の中で唯一、町全域での避難指示が継続しております。

東日本大震災及び原子力発電所事故により全町避難を強いられてから、約8年4カ月が経過したいまなお、避難を余儀なくされた全町民は、各避難先で長期にわたる不自由な生活を余儀なくされております。

町では、平成29年9月に国から「特定復興再生拠点区域復興再生計画」の認定を受け、町の復旧・復興の一層の加速化を図っておりますが、特定復興再生拠点区域は町域の約1割にし過ぎず、未だに町全体の復興の見通しは立っておりません。

このような中、双葉町民は将来への不安を募らせながら、長期間にわたり精神的・経済的にも耐え難い苦痛に晒され続けており、町民が被っている損害は中間指針で示された範囲を大きく上回っているものと町では認識しており、審査会におかれては、指針が現状の被害実態に見合ったものであるのか、しっかりと被害者の実態把握に努めていただきたいと感じております。

このことから、双葉町民の被害実態に即した賠償等が確実になされ、生活再建等を確実に果たすことができるよう、以下の事項について、審査会として確実に取り組むことを強く要望いたします。

記

1. 精神的損害を始めとする指針の適時適切な見直し

長期にわたる避難生活に伴い、被害者が抱えている問題は個別複雑化している上に、被害者が被っている苦痛は計り知れない状況であり、被害実態に即した抜本的な改善が必要であるにもかかわらず、平成31年1月に開催された審査会において、現時点で直ちに指針を見直す考えはないとの見解を示されているが、真に被害者の声に耳を傾けて審議や検証がなされてきたとは考えにくい状況です。

審査会としての責務を改めて認識し、被害者が今後の生活再建等を確実に果たせるよう、被害者の実態把握に努め、指針の適時適切な見直しに向けて、精力的に取り組むこと。

2. ADR和解事例の指針への反映

これまでに和解仲介手続が終了したもののうち、約8割が和解の成立がしている。このうち、類似している損害については、被害者に共通するものであると捉え、「指針」への柔軟な反映に向けて、審査会による審議が行われるべきである。審査会及び文部科学省、紛争解決センターの連携を密にし、審議を進めるとともに、東京電力が迅速かつ円滑に応じる道筋となるよう、指針に確実に反映すること。

3. 避難指示区域内の営業損害及び就労不能損害

避難指示区域内の商工業者及び農林業者の営業損害及び就労不能損害の終期については、中間指針において「被害者が従来と同等の営業活動を営むことが可能となった日を終期とすることが合理的である」とされていることを踏まえ、一律に終期を定めるのではなく、一括賠償後においても損害が継続又は発生している場合は、その個別事情に対する確実かつ迅速な賠償の実施について審議し、指針に明示すること。

4. 消滅時効について

平成25年12月に「時効延長法」が施行され、福島第一原子力発電所事故に対する民法上の損害賠償請求権の時効が3年から10年に延長されているところだが、未だ賠償請求権を行使していない被害者が多数いることから、将来にわたり、消滅時効を援用しないよう具体的かつ明確に「指針」に示すとともに、時効期間の延長により賠償基準の策定や賠償金の支払を遅延させないように、国及び東京電力ホールディングス(株)に強く申し入れること。

5. 避難指示解除の考え方について

双葉町では、「特定復興再生拠点区域復興再生計画」に基づき、来年春頃のJR双葉駅周辺の一部区域及び避難指示解除準備区域の先行的な避難指示解除を目標としているが、今回の避難指示解除は、住民の帰還を伴わない特殊な解除であることを審査会として十分に認識し、町民間の公平性が確保され、被害者が不当な扱いを受けないことがないよう、国及び東京電力ホールディングス(株)に強く申し入れること。

6. 地方公共団体の財物に係る賠償

平成29年9月に開催された審査会において、「地方公共団体の不動産に係る賠償について」により、公共施設等に係る賠償の一定の考え方が示されたが、町においては、全町避難の長期化に伴う管理不能による公共施設の荒廃等が進んでおり、特に特定復興再生拠点区域内の公共施設は取壊しや修繕、再取得が見込まれることから、中間指針第四次追補で示している「住居確保に係る損害」の基準等を公共施設にも当てはめるよう、審査会として改めて審議し、指針を見直すこと。